

議員提出第1号議案

大阪府基金条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成 30 年 3 月 2 日

大阪府議会議長 大橋 一功 様

提出者

大阪府議会議員 鈴木 憲 花谷 充愉 八重樫 善幸

賛成者

大阪府議会議員 和田 賢治 笹川 理 いらはら勉
杉江 友介 西田 薫 橋本 和昌
しかた松男 豊田 稔 杉本 太平
富山 勝成 大橋 章夫 肥後洋一郎

議員提出第1号議案

大阪府基金条例一部改正の件

大阪府基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府基金条例の一部を改正する条例

大阪府基金条例（昭和三十九年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第 (設置) 第 条 (略)		第 (設置) 第 条 (略)	
基金の名称 (略)	設置の目的 (略)	基金の名称 (略)	設置の目的 (略)
動物愛護管理 基金	人と動物が共に暮らす豊かな地域環境の実現を図ることを目的とする動物愛護の取組の推進に資するため資金を積み立てること。		
用品調達基金	(略)	用品調達基金	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)		2 (略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

大阪府においては、飼養者に重点をおいた普及啓発等により犬猫の引取数の削減、返還・譲渡率の向上を図っており、一定の成果をあげている。

しかしながら、引き取られている動物の中には未だにやむを得ず殺処分となっている現状があり、より多くの命を救うための取組として収容動物のトレーニング、新たな管理体制の構築などの対策が必要となっている。

このため、府民と協働して人と動物がともに暮らす豊かな社会の実現を図ることを目的とする動物愛護の取り組みの推進に資するための基金を設置するものである。